

標準購入条件

製品の購入及びサイテック（発注確認書でさらに詳細に特定される具体的な法人）（以下「買主」という。）へのサービスの提供に適用される条件。

1. 一般事項

1.1 本書は、本書が関係する購入発注書（以下「購入発注書」という。）と合わせて、製品（以下「本製品」という。）又はサービス（以下「本サービス」という。）に関する両当事者間のすべての契約条件について定めるものである（以下「本契約」という。）。

1.2 売主（以下「売主」という。）が回答において本契約の諸条件と異なる又は新たな条件を示した場合にも、それらの条件は本契約により明示的に拒絶され、買主によるその後の行為は、それらの受諾とはみなされない。

1.3 買主の適式に権限を付与された代表者が署名した書面による場合を除き、本契約の追加、変更又は差し替えを行うことはできない。

1.4 購入発注書又は別途正式に作成された契約書の規定と本契約の規定との間に矛盾が生じた場合には、購入発注書又は別途正式に作成された契約書の規定が優先的に適用される。

2. 契約の成立

2.1 売主は、(a) 購入発注書の受諾書を返送する、(b) 本製品若しくは資材を納入する、又は(c) 本サービスを履行する行為をもって、本契約に拘束されることに無条件に同意したものとみなされる。

3. 仕様書・保証

3.1 本製品及び/又は本サービスの品質、数量及び種類は、購入発注書及び買主から売主に交付され、又は買主が書面で同意した仕様書に厳格に従うものとする。

3.2 売主は、納入された本製品及び本サービスのすべてが、以下のとおりであることを保証する。

3.2.1 最高水準の設計、構造、制作、資材、配合及び品質であること。

3.2.2 該当する場合には、買主が定める図面、その他のデータ及び基準に適合していること。

3.2.3 市販性のある品質であり、予定された用途に適合していること。

3.2.4 担保権及びその他のあらゆる負担が設定されていないこと。

3.2.5 適用ある政府の法律及び規制を遵守していること。

3.2.6 第三者のあらゆる特許、実施権及びその他の知的財産権を侵害していないこと。

保証はすべて継続的なものであり、買主による本製品又は本サービスの受入後も有効に存続する。

4. 価格

4.1 本製品及び/又は本サービスの価格は、購入発注書に明記されるとおりとし、別段の定めがない限り、

4.1.1 適用される付加価値税並びに物品税及びサービス税は含まれていないが、

4.1.2 その他すべての輸入税等、関税、輸送費・運賃、保険料、適切な梱包、荷下ろし、検査、テスト、検診に関する料金等を含む。

4.2 料金は、買主から事前に書面による同意を得た場合を除き、変更されない。

5. 支払い

5.1 売主は、本製品の納入又は本サービスの履行後に買主に請求を行う。

5.2 別段の合意がある場合を除き、支払期日は、本製品及び/又は本サービスに対する正確な請求書を受領した月の月末から 120 日後とする。

5.3 買主は、買主（又はその関連会社）と売主（又はその関連会社）との間の契約又は取引に関して売主（又はその関連会社）から買主（又はその関連会社）に支払われるべき債務を請求額と相殺することができる。このような相殺に売主の関連会社が関係する場合には、売主は、当該関連会社が負う債務について、買主が支払うべき金額の限度で連帯して責任を負うことに同意する。

5.4 売主は、買主の書面による同意を得ない限り、本契約により支払われるべき債権又は将来支払われるべき債権を譲渡することはできない。

6. 納入

6.1 納入は、合意済の INCOTERMS (国際商業会議所の INCOTERMS 2000) に従い行うものとする。INCOTERMS の条件を適用しない場合には、納入は、買主の定める場所で荷下ろしが完了した時点で行われたものと了解する。

6.2 本製品の納入及び/又は本サービスの履行時期は、時間の厳守が重要であり、売主が購入発注書を受領した日、又は本製品若しくは本サービスの作業を開始できるようにするために必要な情報と図面が売主の保有のものに置かれた日のいずれか遅い方から開始される。

6.3 本製品の分割納入は、買主の同意を得た場合に限り許可されるものとするが、そうした許可が行われたとしても、買主が書面で同意しない限り、売主は、すべての分割納入を行うまで支払請求を行うことができない。

6.4 買主が納入日に本製品の納入又は本製品の設置を受けることができない場合には、売主は、適切な場所での本製品の適切な保管を手配し、その保管計画の仔細を事前に買主に通知する。さらに、売主は、本製品と本製品の保管場所について通常のリスクが全てカバーされる保険に加入し、その旨買主に通知する。

6.5 納入が購入発注書に明示の納入日の前後に行われた場合、買主は、本製品を売主の危険負担と費用負担で売主に返送することができる。

6.6 売主の本製品又は本サービスの納入が遅れた場合、買主は、別の業者から本製品又は本サービスと同等のものを購入する権利を留保し、売主は、それに伴い買主が負担した追加費用又は損失に対し責任を負う。

6.7 納入は、その都度、本製品の正確な数量・種類及び/又は履行された本サービスの仔細を明記して行われなければならない。

各積荷の購入発注書番号を明記した出荷書類と個別請求書は、出荷日に、購入発注書を発行した買主の工場又は事務所の経理部署宛に第一級郵便で送付しなければならない。本製品に対する請求は売主により行われるが、出荷は第三者により行われる場合には、請求書には、出荷業者の名称と納入の起点を記載しなければならない。

出荷先が買主の場所と異なる場合には、運送証券の原本を請求書に添えて提出しなければならない。

買主の計算は、すべての積荷について最終的なものとする。

6.8 合意済の本製品又は本サービスの全部が買主の定める場所で本契約に従い納入された場合のみ、納入が完了したものとする。

6.9 売主は、本契約により買主に供給された本製品ごとに、年 1 回又は当該文書に変更が生じた場合にはそれより早く、最新の資材安全性データシート（以下「MSDS」という。）と分析証明書（以下「COA」という。）を買主に交付する。MSDS、COA 及びラベルは、英語のほか、該当する現地語で記載されるものとする。

6.10 売主がその客先の全部ではなく一部だけに供給することができる場合にも、買主は、売主の客先の他のすべてに対する優先権を付与される。

7. 変更追加作業

7.1 買主は、買主の書面による同意を得た場合又は買主から書面で請求があった場合を除き、本製品の設計又は仕様を変更してはならない。

7.2 売主は、買主の書面による事前同意を得た場合又は買主から書面で請求があった場合を除き、本製品、その生産工程若しくは生産方法、生産場所、質的及び/又は量的構成、生産工程で使用される試薬、成分及び/又は溶剤を変更又は改変してはならない。売主は、前述の変更又は改変のいずれかを行うことを予定する場合には、3 カ月前までに買主にその旨通知しなければならない。

7.3 売主は、買主の求めに応じていつでも、合意済の本製品又は本サービスに対し、技術的に可能な変更又は追加を行うものとする。

7.4 前項の変更及び追加により、合意済の価格が引き上げられたり、又は合意済の納入時期が延期されたりしてはならない。但し、合理的な場合で、買主による前項の変更又は追加の要求後 5 日以内に、売主が、そうした変更又は追加を実施する前に、そうした引き上げ又は延長につき提案書を買主に提出し、買主が、そうした変更又は追加及び売主による提示価格についてその実施前に書面で同意している場合は、その限りでない。

7.5 買主は、買主の希望する変更又は追加の実施が買主の同意する条件で可能であると思われない場合には、本契約の全部又は一部を破棄又は終了することができる。この場合、売主は、該当する場合には、第 16.3 項に定める報酬を受領することができる。

8. 買主の資材・装置及び知的財産権

8.1 買主から売主に提供され、その費用が購入発注書の請求額と相殺される仕様書、図面、パターン、アートワーク、設計書、ツール、ダイス、型等はすべて、(a) 秘密情報であり、売主は買主から事前の同意を得ず、他の者に開示してはならず、(b) 購入発注書を履行する以外の他の目的のためにコピー又は使用されてはならず、(c) 引き続き買主に帰属するものとし、(d) 請求があり次第、又は購入発注書の完了後直ちに、売主の危険・費用負担により正常な状態で買主に返還されなければならない、(e) 売主は、それらの保管中、全てのリスクについて保険に加入して、それらを保護しなければならない。

8.2 買主から売主に提供され、その費用が購入発注書の請求額と相殺される物品が、売主の製造上の瑕疵によると否とを問わず、損傷又は破損した場合には、売主は、それを交換又は補償しなければならない。

8.3 購入発注書により、売主により又は売主のために、本製品が設計、作成又はその他の方法で開発された場合には、それらに対する又はそれらに関する全世界におけるすべての知的財産権（特許、著作権、意匠権、登録意匠、商標、サービスマーク及びノウハウ、並びにそれらのいずれかの出願権を含むが、それらに限定されない。）（以下「知的財産権」という。）は、無条件に買主に帰属する。売主は、それらの製造・創作時に、知的財産権が自動的に買主に帰属するものとなるように、知的財産権を買主に譲渡し、売主は、買主から請求があれば、（本契約が終了していてもそれにも拘わらず、）それらの知的財産権を買主に帰属させるために合理的に必要とされるすべての書面に署名・作成し、それらの書面の署名・作成を手配し、すべての行為を行うものとする。

8.4 売主は、納入された本製品及び/又は本サービス並びにそれらの使用が、いかなる知的財産権又は産業財産権をも侵害しないことを保証する。

9. 再委託の禁止

9.1 売主は、買主から事前に同意を得た場合を除き、本契約の全部又は一部を第三者に譲渡し、本契約の実施の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

標準購入条件

製品の購入及びサイテック（発注確認書でさらに詳細に特定される具体的な法人）（以下「買主」という。）へのサービスの提供に適用される条件。

10. 検査、テスト、免責の否認

10.1 買主は常に、本製品の所在の場所又は本サービスの履行場所に拘わらず、本製品若しくは本サービスの検査又はテストを行い、又は検査又はテストを委託することができる。

10.2 買主による又は買主のための検収、検査、テスト、購入及び/又は支払いをもって、売主は、本契約による義務又は責任を免除されない。

10.3 買主は、瑕疵がある場合には、本製品又は本サービスの受領後 30 営業日以内に売主に通知しなければならない。但し、隠れたる瑕疵については、その発見後 30 営業日以内に通知しなければならない。

11. リスク、所有権の移転

11.1 納入される本製品及び/又はそれに関して本サービスが履行される本製品に対する責任と危険負担は、第 6.7 項の納入が完了するまで、売主が負うものとする。

11.2 買主が納入前に支払いを行った場合、その支払いに帰する製品の所有権は、支払いが行われた時点で買主に移転する。売主は、買主に帰属するが、まだ売主のもとにある本製品を特定し、分別保管する義務を負う。これらの本製品については、売主が買主のためにそれらを保管する。

12. 買主の標章

12.1 売主は、商標、商号、ロゴ又はその他の装飾的表示等、買主が使用する標章が、買主に供給した物品にのみ使用されることに同意する。

13. 公序良俗、安全性、環境

13.1 売主と売主が本契約のあらゆる関係場所に配置した従業員又は第三者は、公序良俗、安全性及び環境に関して作業履行場所でも有効なあらゆる適用規則、規制、命令及び指図を厳守しなければならない。

13.2 売主は、すべての適用規制による要求条件が遵守されていることを保証する。欧州議会・欧州理事会規制 2006 年 第 1907 号（以下「REACH」という。）が本製品の製造又は購入に適用される場合には、前記の保証は、本製品、REACH 第 3 条第 1)項及び第 2)項に定義するその化学成分及び/又は化合物が供給チェーンの末端に到達するまで適用される。売主はさらに、本製品の市販性の維持・防御（適宜、事前登録、登録、認証申請及び/又は規制に対する防御を含むが、それらに限定されない。）に最善を尽くすことを約束する。売主は常に、本製品、化学成分及び/又は化合物に対する規制状況を確認し、問題が生じたときは直ちに買主に報告しなければならない。

14. 責任、本製品の拒絶

14.1 売主は、買主、買主の子会社、及び買主の役員、取締役及び従業員に対し、(a) 売主の本契約違反（こうした違反には、(i) 本製品の製造、処理、梱包又はラベル貼付中に瑕疵が発生したこと、及び(ii) 売主の保証違反が含まれるが、それらに限定されない。）と、(b) 本契約の履行に伴う売主、その従業員、使用人、代理人、下請業者等の作為・不作為又は過失に起因する物損又は人身被害（但し、その原因が専ら買主又はその従業員、使用人、代理人又は下請業者にある場合は、その限りでない。）に起因して実際に生じた、又は生じたと主張される一切の請求、要求、損失、損害、責任、和解金、費用又は経費（裁判費用及び合理的な額の弁護士報酬・経費を含む。）について、補償し、それらの者に迷惑がかけられないようにすることに同意する。

14.2 買主は、買主が本契約又は購入発注書に適合していないと考える本製品及び/又は本サービスの全部又は一部の受入れを拒否し、売主の危険・費用負担でそれらを売主に返送する権利を留保する。買主は、法律により受けることができる他の救済の効力を損なわれることなく、受入れを拒否した本製品及び/又は本サービス又はそれらの一部について、売主に売主の費用負担で交換し、又は再履行してもらうことができる。

15. 保険

15.1 売主は、常に下記の保険に加入していなければならない。

15.1.1 法定限度額（適用ある場合）の労災保険

15.1.2 雇用者責任保険

15.1.3 公共責任保険

15.1.4 自動車保険

15.1.5 製造物責任保険

15.1.6 売主若しくは買主に生じ、又は売主若しくは買主が負担するその他の損失、損害、人的被害又はその他のクレームのうち本契約に起因するものすべてをカバーする保険。

15.2 売主は、本契約による作業を開始する前に、前記の保険に加入したことを証する書面を買主に提出し、その承認を得なければならない。

16. 停止/破棄/解除

16.1 売主が、買主に対する義務を履行しない場合、買主に対する義務を適時に履行しない場合、又は買主に対する義務を適切に履行しない場合には、その限りにおいて、或いは売主が支払猶予を受けたとき若しくは破産したとき、本契約の実行に充てることが予定されていた売主の会社資産又は製品（の一部）が差し押さえられたとき、売主の事業が閉鎖又は清算されたときには、買主は、書面で申し出ることにより、予め不履行通知を行わなくても、本契約による義務を停止し、又は本契約の全部又は一部を破棄又は解除することができる。その場合、買主は、すでに納入された本製品又は本サービスについて、納入された本サービスが実際に買主にとって有用であり、及び/又は買主が本製品を引き続き保管することを希望する

場合に限り、買主の損害賠償請求権及び第 6.6 項の権利を侵害されることなく、それらに対する応分の代金を売主に支払う義務のみを負う。

16.2 買主が受領又は定めた生産又は実施計画に遅延が生じた場合、又は事情次第では、本契約上の義務（の一部）の履行が遅延するとの推測に合理的な裏付けがある場合には、第 16.1 項の義務の適時履行に違反したとされる。

16.3 買主は、専らその者のために買主が売主と本契約を締結している買主又は客先との契約の全部又は一部が何らかの理由で破棄、解除又は停止された場合には、買主は、書面で申し出ることにより、本契約の全部又は一部を破棄することが認められる。

その場合及び第 7.5 項の場合、買主は、すでに納入された本製品又は本サービスの応分の代金を売主に支払う義務のみを負うものとする。

16.4 買主又は売主が不可抗力により 30 日を超えて本契約の履行を妨げられる場合には、両当事者は、すでに納入された本製品又は本サービスの応分の代金が払われることを条件として、書面で破棄を申し出ることにより、本契約を破棄することができる。

16.5 前記の場合を除き、買主は、すでに納入された本製品又は本サービスの応分の代金が支払われることを条件として（但し、売主がそれによって損害又は損失を被ったことを立証した場合には、その損害及び損失（それらに含まれる逸失利益）に対する補償金として合意済の残代金の最高 10%が上乘せられる。）かつ売主が、書面で破棄を申し出ることにより、本契約を破棄することが認められる。補足的又は代替的な損害賠償を求める売主の請求については、これを除外する。

17. 紛争、準拠法

17.1 当事者間に存在するすべての紛争の審理は、サイテックが別の裁判地を希望する場合を除き、購入発注書を発行した買主の関係法人の登記上の本店所在地の管轄裁判所において専断的に行われるものとする。

17.2 買主と売主との間の本契約は、購入発注書を発行した買主の法人が登記上の本店を置く国の法律に従うものとする。国際動産売買契約に関する国連条約は、本契約に適用しない。

18. 雑則

18.1 本契約に基づく権利若しくは権能を行使せず、又は行使が遅延したとしても、それらの権利若しくは権能を放棄したものとはみなされず、権利、権能若しくは特権を一回又は部分的にしか行使しなかったとしても、それらを別途若しくはさらに行使すること、又は別の権能、権利若しくは特権を行使することを妨げられない。

18.2 買主は、その最終的な親会社がサイテック・インダストリーズ・インクである企業グループのメンバーであり、よって、買主は、自ら又はグループの他のメンバーを通じて、本契約に基づく義務を履行し、権利を行使することができる。但し、そうした他のメンバーの作為又は不作為は、買主の作為又は不作為とみなされることを条件とする。

18.3 本契約の他の条項、又は両当事者間の予測、見積もり又は取引過程に拘わらず、買主は、本製品について実際に需要がなければ、最低数量と雖もその発注を行い、納入を受け、売主に支払いを行うことを要求されない。

18.4 本契約の一部が執行不可能である、又はある法域の適法法規に抵触していると判断された場合、無効若しくは執行不可能な部分又は規定は、有効かつ執行可能な方法でその部分又は規定の当初の取引上の目的をできるだけ達成する規定と差し替えるものとするが、本契約の他の規定は、引き続き両当事者に対し拘束力をもつ。

18.5 法律上の他の権利を侵害することなく、売主が、買主の従業員に対し、売主との本契約の締結を勧誘するために口銭その他の利益を申し出たか、又は提示したことが判明した場合には、本契約を解除する権利を留保する。

18.6 売主は、本契約の履行に際し適用されるすべての法律、規則及び規制を遵守する。